

## 公開草案へのコメント

2020/08/03

金本 悠希

6月3日に公表されました、実務対応報告公開草案第59号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い(案)」(以下、「本公開草案」)へのコメントの機会を頂き、ありがとうございます。

以下の通り、コメントを提出させていただきます。

## (1) 本公開草案が適用されるケース(4項(4)関連)

4項(4)で「金利指標置換時」が、「金利指標改革に起因して公表が停止される見通しであるLIBORに関して、ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点」(太字下線は引用者)と定義されています。

この定義では、「ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約」という表現のため、ヘッジ対象とヘッジ手段のうち片方のみがLIBORであるケース(例えば、利払いがTIBORに連動する借り入れを、LIBORと固定金利を交換する金利スワップでヘッジしているケース)に本公開草案が適用されるか、必ずしも明確でないように思われます。

このようなケースにも、本公開草案の特例的な取り扱いを適用することは合理的と考えられます。そのため、ヘッジ対象とヘッジ手段のうち片方のみがLIBORであるケースに本公開草案が適用されることが明確になるよう、「金利指標置換時」の定義の修正をご検討頂ければ幸いです。

## (2) ヘッジ対象とヘッジ手段の金利指標の片方のみが置き換わっている時点(4項(3)、28項関連)

ヘッジ対象とヘッジ手段の金利指標の置換のタイミングが異なる場合、片方のみが置き換わり、他方はまだ置き換わっていない時点は、4項(3)(4)の定義により、「金利指標置換前」に該当すると理解しています。この点について、28項で明示的に言及して頂いたほうが分かりやすいかと存じますので、ご検討頂ければ幸いです。

(以上)